

ccTLDの概要と動向

2003年12月3日

Internet Week 2003「ドメイン名に関する最新動向」
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
是枝 祐

- Country Code Top Level Domain の略。
ISO3166-1で定義された、2文字のCountry Code
を用いて、世界各国・地域に割り当てられたトップレ
ベルドメインをccTLDという。
 - ISO 3166-1 decoding table
(http://www.iso.ch/iso/en/prods-services/iso3166ma/02iso-3166-code-lists/iso_3166-1_decoding_table.html)
- ccTLDの総数
2003年12月3日現在、ccTLDの総数は243となっ
ている。
(<http://www.iana.org/cctld/cctld-whois.htm>)

登録を国内からに限定しているccTLD (ローカルプレゼンス要件のあるccTLD)

- au (オーストラリア)
- jp (日本)
- us (アメリカ合衆国) など

世界中から登録が可能なccTLD (ローカルプレゼンス要件の無いccTLD)

- to (トンガ)
- tv (ツバル)
- ws (西サモア) など

主なccTLDの登録数

登録数上位10ccTLD（2003/10末時点）

順位	国コード	国名	登録件数
1	.de	ドイツ	6,793,725
2	.uk	イギリス	4,624,920
3	.nl	オランダ	965,975
4	.it	イタリア	945,549
5	.us	アメリカ合衆国	679,867
6	.cc	ココス諸島	581,147
7	.kr	大韓民国	565,378
8	.jp	日本	537,541
9	.br	ブラジル	511,489
10	.ar	アルゼンチン	479,549

※ 上記の登録数にはJPNICが独自に調査したものも含まれており、必ずしもレジストリが公表している公式な登録数とは限りません。また、一部情報が古いccTLDもあります。

ICANNとccTLDの関係は、ICANNと何らかの契約関係のあるccTLDと無いccTLDに分けることができ、契約関係のあるccTLDについても、スポンサ契約を結んだccTLDと覚書を結んだccTLDの2種類がある。

ICANNとスポンサ契約を結んでいるccTLD

.au (2001/10), .jp (2002/02), .ke (2002/12), .sd (2002/12),
.tw (2003/03), .uz (2003/03)

ICANNと覚書を結んでいるccTLD

.bi (2002/05), .mw (2002/06), .la (2002/12), .af (2003/01)

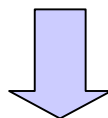
明確な契約関係の無いccTLD

その他の全てのccTLD

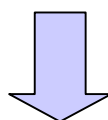
2003/12/1現在

契約関係の有無が存在する理由

- ICANN設立以前は、IANAとccTLD管理者との間には明確な契約関係は存在していなかった。



- しかしながら、インターネットの安定的な運用を行うためには、グローバルにつながったインターネットの一員としてccTLD運用管理組織においても、レジストリとして安定・公平・中立に運営されることがますます強く求められるようになった。



- そこで、ICANNはccTLD運用管理組織に対して世界的に明文化した形で権限を与えるとともに、ccTLD管理組織およびICANN双方の責務を明文化することを目的とし、各ccTLDとの契約を積極的に推進している。

スポンサ契約

- ICANNとccTLD管理者、政府当局による三者間の契約
- ccTLDスポンサ組織を政府当局がエンドース(承認)することによって、ccTLDの安定性と信頼性を実現
- ICANNが目指す本来の契約形態

覚書

- ICANNとccTLD管理者の二者間による覚書
- ccTLD管理者は、ICANNの監督のみに基づいて運用を行う(ただしその国の法律には従う)
- 暫定的な形態であり、無期限の有効性は持たない

- ICANNとccTLDの契約締結の進捗状況

スポンサ契約もしくは覚書をICANNと結んでいるccTLDは全243
ccTLD中10ccTLD。(2003/12/1時点)

- 今年新たにICANNと契約関係を持ったccTLD

<u>スポンサ契約</u>	3/26 台湾(tw)、3/27 ウズベキスタン(uz)
<u>覚書</u>	1/8 アフガニスタン(af)

- 契約が進まない理由

ヨーロッパを中心に「ccTLDの管理はICANNから独立したところで独自に行うべき」という考えを持つccTLD管理者もまだまだ多いということも、思ったほど契約締結の動きが進まない理由のひとつ。

- kids.us ドメイン名
 - 2002年12月4日に成立した「Dot Kids Implementation and Efficiency Act」という法律によって設置が定められたドメイン名。
 - 2003年6月17日にサンライズ登録の受付開始、2003年9月9日に先願登録の受付開始。
 - 登録管理業務に関しては.usのレジストリであるNeuStar社が電気通信情報局(NTIA)の監督の元に行う。

kids.us 設置の目的

- 13歳になる前の子供に遊びと学習の機会を提供することを目的。
- 性的・暴力的に有害なアダルトコンテンツを全く含まないWebサイトのみがこのドメイン名の下に登録される。

コンテンツの監視

- サイトの内容がkids.usのポリシーに沿ったものかどうか、登録時だけでなく、登録後も定期的にNeuStar社によりチェックされる。
- またNeuStar社によるチェックの他、第三者からのポリシー違反に関する通報も受け付ける。

kids.us に登録されるサイトについては、以下のような制限が課せられる

コンテンツの制限

- 成人向けコンテンツ、ポルノ、不適切な表現、暴力、差別的発言、薬物、アルコール、たばこ、賭博、武器

技術的制限

- 双方向および複数ユーザ間のインタラクティブなサービス（IMやチャット、掲示板などのサービス）
- kids.us空間の外へのハイパーリンク

※ その他.us の一般的なポリシーも適用される

制限違反時の対応

レベル1	レベル2	レベル3
成人向けコンテンツ	差別的表現	その他サイトへのリンク
ポルノ	薬物	
不適切な表現	武器	
暴力	レベル2、レベル3コンテンツへのリンク	
レベル1コンテンツへのリンク	賭博	
IMやチャット、掲示板などのサービス	アルコール・たばこ	

レベル1 当該サイトをkids.usゾーンから直ちに削除

レベル2 登録者に連絡を取り、サイト修正のために4営業時間の猶予を与える。
修正されなかった場合はゾーンから削除。

レベル3 レベル2と同様。ただし修正のための猶予時間は12営業時間。

その他最近の動向 (1)

- 中国のセカンドレベル解放とローカルプレゼンス要件一部撤廃
 - 2002年12月に、.com.cn, .net.cn, .org.cnについては、ローカルプレゼンス要件を撤廃。海外からの登録業務についてはNeuStar社が取りまとめ。
 - 2003年3月にセカンドレベルを解放。
- ccTLDの名称変更
 - セルビア・モンテネグロ(旧ユーゴスラビア)の成立を受け、ISO 3166 Maintenance Agency が新たな国コードの選定を開始。2003年7月23日に新たな国コードとして“cs”を決定。従来の“yu”は廃止。
 - この決定によりISO 3166のテーブルが変更されたことから、IANAがICANN理事会に対しyuからcsへのccTLD変更を要請し現在検討中。

- 国際化ドメイン名 (IDN)
 - 中国、韓国、台湾などが相次いでIDNのサービスを開始。
 - ヨーロッパでもポーランドやスウェーデンがサービスを開始。
 - また、ドイツやスイス、オーストリアなど、ヨーロッパを中心に10ヶ国程度が近日中の登録開始を予定。